

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 大阪府

策定：令和5年3月14日

I 収益性向上対策

1 目的

都市農業を展開する本府農業が創意工夫し、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより競争力の強化を図る取組を加速化させる必要がある。そこで、本府の農業について、府及び市町村の各種農業振興計画との整合を図りつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する府内各産地の高収益化に向けた取組を総合的に推進する。

2 基本方針

作物名	内容
水稲	<p>当該作物について本事業で推進すべき方針については以下のとおり。 産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府及び市町村の各種農業振興計画と整合させつつ、これらの方針を推進する。</p> <p>○生産コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none">・農作業受託組織、地域の中心的経営体への作業集積、機械作業の集約化を推進・側条施肥等省力的栽培管理方法の導入・共同育苗施設の整備等による生産費の削減・その他生産コストの10%以上の削減に向けた取組を推進 <p>○集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none">・穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備・その他集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・販売額の維持向上、労働時間の削減に向けた取組を推進
野菜、果樹、花き	<p>当該作物について本事業で推進すべき方針については以下のとおり。 産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府及び市町村の各種農業振興計画と整合させつつ、これらの方針を推進する。</p> <p>○生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の中心的経営体への機械作業の集約化を推進・農作業の機械化及び機械化一貫体系の導入の推進・省エネ型加温機等の導入・省力的栽培管理方法の導入・共同育苗施設の整備等による生産費の削減・ICTやロボット技術等の先端技術導入・その他生産コストの10%以上の削減に向けた取組を推進

- 集出荷コストの10%以上の削減
 - ・集出荷貯蔵施設等の整備
 - ・その他集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進
- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・パイプハウスのパイプ、果樹棚又は低コスト耐候性ハウス等の導入による生産の安定化・高度化と品質の向上
 - ・環境制御機器（換気、かん水、施肥、加温、冷房等に必要な機器及びそれらの集中制御機器）の導入による生産の安定化・高度化、品質の向上
 - ・集出荷貯蔵施設等の整備による品質の維持向上
 - ・農産物処理加工施設の整備又は再編合理化による付加価値の向上
 - ・農作業の機械化及び機械化一貫体系の導入による農地利用の高度化
 - ・高付加価値な作目や品種の導入に伴う生産施設等の整備
 - ・ICTやロボット技術等の先端技術導入
 - ・その他販売額又は所得額の10%以上の増加に向けた取組を推進
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の水準とすること
 - ・契約栽培を拡大するために必要な品種転換等に伴う生産施設等の整備
 - ・契約栽培を拡大するために必要な農産物処理加工施設（カット野菜工場等）の整備等
- 農産物輸出の取組（輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上）
 - ・輸出向け出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・販売額の維持向上、労働時間の削減に向けた取組を推進

共通事項

- 【コスト削減効果の考え方】
- ・産地内の農業者の全生産コストの現状値又は地域の平均的なコスト等と比較する。
 ※地域の平均的なコストについては、生産費統計又は地域における客観的な資料によるものとする。
 - ・共同利用施設を整備する場合は、施設運営に係る全コスト（集出荷・加工コストを含む。）と比較する。施設利用料等での比較は不可。
 なお、個別の農業者が利用する施設を整備する場合、コスト低減効果は当該農業者の全生産コストで比較する。整備した施設で行う作業に係るコストを抽出し比較する等は不可。
- 【販売額又は所得額増加の考え方】
- ・産地内の単位面積あたりの販売額又は所得額の増加率と比較する。
 - ・単位面積あたりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種、全国・地域段階で実需者から求められている品目・品種については、総販売額又は総所得額で比較することも可。
- 【契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の水準とすることの考え方】
- ・取組主体（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）における契約栽培数量と産地全体の出荷量を比較する。
- 【輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加の考え方】
- ・輸出実績がある場合に限定。輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較する。
- 【総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上の考え方】

- ・新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合に限定。出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、又は輸出向けの年間出荷量の増加率で比較する。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

府は関係機関と連携し、産地の収益力向上に向け本事業を推進するとともに、事業計画の策定、事業の実施について、地域農業再生協議会等を指導し、支援する。地域農業再生協議会等、市町村及び農業団体は、事業目的及び事業計画が達成されるよう、取組主体に対し積極的に指導し、支援する。

(2) 地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画の審査は、府及び市町村に属する補助事業に精通した者が主として実施する。
取組主体事業計画の審査は、地域農業再生協議会等に属する補助事業に精通した者が主として実施する。

(3) 計画審査の流れは下図のとおり。



4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に掲げる作物	<p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定める要件のとおりとする。</p> <p>ただし、整備事業の実施の検討に当たっては、地域内に整備予定の施設と同種の共同利用施設がある場合は、既存施設の再編利用を検討するとともに、それぞれの利用を妨げることはないよう、また受益面積の重複がないよう十分に調整すること。</p> <p>また、施設の整備に当たって、いわゆる更新と認められる場合は、助成の対象としないものとし、産地パワーアップ計画の目標達成に直結する取組であることを確認すること。</p>

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に掲げる作物	<p>交付等要綱に定める要件のとおりとする。</p> <p>簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃については、府内の標準的な当該農作業の受託労賃を上限とする。</p> <p>助成対象の機械及び資材については、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠なものとする。なお、導入機械等の規模について、府又は市町村が導入機械等の規模決定の明確な基準を示していない場合は、「大阪府特定高性能機械導入計画」で記載されている利用規模の下限面積を超える利用が見込まれること。</p>

<p>△の基準方針に掲げる作物</p>	<p>機械・設備の導入及びリース導入に当たっては、既存機械・設備の代替として、同種・同規模・同効用のものを再導入する場合は、助成の対象としない。また、地域内に導入予定の機械・設備と同種の共同利用機械・設備等がある場合は、既存機械・設備等の有効利用を検討するとともに、それぞれの利用を妨げることがないように、また受益面積の重複がないよう、十分に調整すること。 また、導入を予定している機械・設備は、取組主体が掲げる成果目標の達成に直結するものであること。</p>
---------------------	--

③ 効果増進事業

<p>対象作物</p>	<p>取組要件</p>
<p>2の基本方針に掲げる作物</p>	<p>交付等要綱に定める要件のとおりとする。 ただし、技術実証については、産地の収益力強化に向けた取組であって、地域で初めて導入する機械の効果実証や機械利用のマニュアルづくりに資する取組とする。</p>

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとし、(1)の①に準ずるものとする。

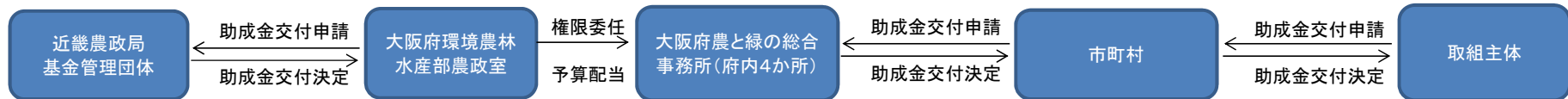
5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>(1) 計画申請時には、以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。（書類審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画 ・成果目標及び成果目標にかかる現状値の算定根拠資料 ・施設の規模決定根拠、機械の能力・台数等の算定根拠を示す資料 ・機械の利用計画 ・事業費の根拠となる資料（概算設計書又は参考見積書） ・カタログ又は設計図面 ・計画地区（産地）の範囲及び補助対象施設、機械又は資材の保管場所を記入した位置図 ・補助対象施設、機械又は資材の管理運営規程（共同利用の場合） ・取組主体内部の意思決定がなされていることを示す資料（任意団体の場合） ・費用対効果分析の算定根拠資料（整備事業の場合） ・取組主体の規約及び構成員名簿（団体の場合、但し農業協同組合を除く） ・地域農業再生協議会等の規約及び構成員名簿 <p>(2) 助成金の請求時には、以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。（現地検査、書類検査）</p> <p>（現地検査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、機械又は資材の設置状況、型番及び動作確認等 <p>（書類検査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画 ・産地パワーアップ事業助成金請求書 ・入札等関係書類（仕様書、入札公告又は見積依頼書、入札又は比較見積合わせ結果を確認できる資料） ・契約書又は注文請書
--

- ・リース会社と機械取扱業者の間の契約書又は注文請書及び納品書（リース導入の場合）
- ・リース物件借受証（リース導入の場合）
- ・精算設計書（完成図面及び請求明細書）
- ・工事写真、主要な工事材料に係る取扱業者から施工業者への納品書又は品質証明書等
- ・農地転用許可を得ていることを示す書類（農地転用が必要な場合）
- ・建築確認及び検査済証の取得がなされていることを示す書類（建築確認が必要な場合）
- ・開発許可を得ていることを示す書類（開発許可が必要な場合）

6 取組主体助成金の交付方法

- (1) 市町村を経由して取組主体に交付する。
- (2) 大阪府から市町村への助成金交付手続きについては別に定める。
- (3) 助成金交付の流れは下図のとおり。



※ 「権限委任」とは、「府農と緑の総合事務所長の職にある職員に権限を委任する規則（大阪府規則第26号）第8条により、府では補助金の交付に係る権限が府本庁から府農と緑の総合事務所（北部、南河内、泉州、中部）に委任されていることによる。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、本実施方針のほか、本事業の交付等要綱、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、大阪府補助金交付規則、大阪府農業経営構造対策事業補助金交付要綱、大阪府産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に従うこと。

8 その他

- ・産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、全ての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標達成に不可欠であることを確認することとする。また、成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により実施することとする。
- ・水稻のうち耕種農家が行うWCS稲生産の取組は支援対象となり得るが、畜産農家によるWCS稲生産、また、WCS稲以外の飼料作物生産は本事業の支援対象としない。